

請 願 第 6 号	平成26年6月4日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める件
紹 介 議 員	嵐 芳 隆 議員
請 願 要 旨	
<p>私たち中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献しています。その中小業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「事業者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認められていません。</p> <p>家族従業者の働き分は事業主の所得となり、最低賃金にも満たない配偶者86万円、家族50万円が控除されるのみです。税法上、今年度から青色申告同様に記帳義務が課せられましたが、所得税法第56条が廃止に至っていません。一人一人の人権を認めない封建的な「家制度」の名残である56条は早急に廃止すべきと全国で8県議会を含む376自治体が国に意見書を上げています。</p> <p>世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価しています。国会でも経済産業大臣、財務大臣が廃止に向けた検討を始めたと答弁しており、税法上、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも早急に廃止すべきと考えています。</p> <p>貴議会におかれましても、請願の趣旨を御理解いただき、地方自治法第99条の規定に基づき、政府に意見書を提出していただきますよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 「所得税法第56条の廃止」を実現するよう、意見書を政府に提出してください。</p>	